

「日本の近代化と健康転換」（学術振興会 科学研究費研究 2007－2009）

Working Paper

内務省令「看護婦規則」成立以前の看護婦資格 - 明治期を中心に -

山下麻衣（京都産業大学）

注記：このワーキングペーパーは、2008年度に法政大学出版局より出版予定の『分別される生命—20世紀社会の医療戦略』（東京：法政大学出版局、2008予定）の山下麻衣による同じタイトルの章の原型です。書籍の刊行後は、引用は書籍からおこなってください。

一 何をもって「看護婦」か - 多様な定義 -

一八八五年、有志共立東京病院看護婦教育所（二年課程）において、初めて看護婦ⁱの養成がおこなわれた。ここでいう養成とは、しかるべき医療施設で実習がおこなわれ、かつ、学生が看護に関する理論を修得することを意味する。

以降、看護婦資格は幾多の変遷を経て、現在の「看護師」と「准看護師」となった。「看護師」になるためには、高等学校を卒業した学生が、養成機関（大学、短期大学、養成所、高校専攻科）に入学し、三年以上の専門教育を受けて、国家試験に合格する必要がある。

「准看護師」になるためには、中学校を卒業した学生が、養成機関（准看護師養成所、高校衛生看護科）に入学し、二年間（高校衛生看護科の場合、三年間）の専門教育を受けて、知事試験に合格する必要がある。このような二つの看護婦資格が誕生したのは、一九五一年に公布された改正保健婦助産婦看護婦法以降であった。

では看護婦・准看護婦成立以前、看護婦資格はどう規定されていたのであろうか。看護史研究においては、以下のような年代区分がなされる。平尾は、看護婦資格に関する全国的な規則がなかった一八八五年から一九一五年、「看護婦規則」成立から「保健婦助産婦看護婦法」成立までの一九一五年から一九四七年、「保健婦助産婦看護婦法」が成立した一九四八年以降の三期に区分している（平尾① 二〇〇〇：三五）。滝下らは、日本の看護制度の転換点について、第一期は東京府令「看護婦規則」以前の一八六八年から一八九九年、第二期は東京府令「看護婦規則」から内務省令「看護婦規則」までの一九〇〇年から一九一四年、第三期は内務省令「看護婦規則」から「国民医療法」までの一九一五年から一九四一年、第四期は「国民医療法」から終戦までの一九四二年から一九四五年としている（滝下・岩脇・松岡 二〇〇三：九七～九八）。

上記の区分を総合すると、第一に、明治期に、各養成機関独自の基準で看護婦資格が規定され、第二に、明治期後期に、各府県行政機関がそれぞれ看護婦資格を設定しはじめ、第三に、大正前期に、内務省が全国統一の看護婦資格を規定したという流れになろう。

この流れをふまえて、本章においては、内務省令「看護婦規則」成立以前、すなわち、一九一五年以前において、看護婦資格はいかに付与されたのかを分析する。第一に、各養成機関がどのような基準で看護婦資格を定義したのか、第二に、明治期において各養成機関がなぜ看護婦を養成しなければならなかつたのか、第三に、明治期後半から大正期前半になぜ看護婦資格が規則により定められるにいたつたのか、以上三点について考察する。なお、第一および第二の論点については、福井県および福島県をとりあげる。二県を設定

したのは、看護婦養成に関する史料が比較的豊富であったという理由からである。

二 明治期における看護婦養成 一福井県を例として一

・大日本私立衛生会による看護婦養成

明治期における看護婦養成には以下のような流れがある。第一に、明治一〇年代後半、アメリカの女性プロテスタント宣教師達が看護婦養成を開始した。第二に、明治二〇年代に、日本赤十字社および私立系病院が看護婦養成を開始した。第三に、明治三〇年代に、大日本私立衛生会が看護婦養成を開始し、さらには、地方の行政機関が速成看護婦の養成を開始した（平尾① 二〇〇〇：三五～四一）。このような全国的な流れをふまえて、福井県および福島県における看護婦養成をみていこう。

表1は、福井県の戦前における看護婦養成所の概要である。同表から、第一に、福井県における明治期の看護婦養成所の主な設立主体は大日本私立衛生会および医師会であったこと、第二に、看護婦養成所は大正期以降、多く設立され、設立主体に私立病院がくわわったこと、以上が確認可能である。

福井県では大日本私立衛生会が初めて看護婦を養成したが、同時期において、大日本私立衛生会による看護婦養成は全国でなされていたのであろうか。

明治三〇年代における大日本私立衛生会の看護婦養成については、遠藤に詳しい（遠藤① 一九八八：一〇六～一〇八）。同会は、赤痢の流行に対処する目的で、看護婦養成をはじめたという。ちなみに戦前における赤痢の流行については、Babaの詳細な研究がある（Baba 2006: 493-516）。同研究によると、近代日本においては、二つの赤痢流行の大きな波があり、そのうちの一つが一八九〇年代（明治二三年～明治三二年）であった。したがって、赤痢の大流行と大日本私立衛生会の看護婦養成の開始は、時期が重なっているため、相関関係がありそうである。このような大流行にくわえて、赤痢がもつ伝染病としての特性が看護婦養成を促進したともいえる。すなわち、赤痢は、回復する場合であっても、長期の入院およびケアを要するという特徴を持った伝染病であった。したがって、赤痢の流行が、看護婦需要を拡大させたともいえよう。

つぎに、大日本私立衛生会の看護婦養成方法はいかなるものであったのだろうか。明治三〇年代前半における大日本私立衛生会支会のうち、兵庫県、群馬県、山梨県、茨城県、福井県、鹿児島県、静岡県、熊本県の計八県が看護婦養成をおこなった。養成期間は一ヶ

月から一年であり、対象年齢は一五歳前後から五〇歳前後であった。学生は貸費生と自費生に分かれていた。貸費生は三年間県内に従事し、支会の派出看護婦になり、隔離病舎の看護婦として働く義務が課せられていた。自費生は、山梨県では三年間、茨城県では二年間、静岡県では一年間の義務年限があった。つまり、看護婦養成所入学にあたっては、人員を確保するための雇用側の条件が、あらかじめ組み込まれていたのである（遠藤① 一九八八：一〇七）。

・今立郡産婆看護婦講習所

まずは、明治期福井県の伝染病流行を概観してみよう。第一に、コレラは、一八七七年、一八七九年、一八八二年、一八八六年、一八九五年に大流行し、（福井県警察史編さん委員会 一九八七：九四四～九五八）一九〇二年を最後に、大流行の記録はみられない（福井県警察史編さん委員会 一九八七：九四四～九五八）。第二に、赤痢は、一八九四年から一八九五年にかけて大流行し、総患者数は一一〇〇名以上、死亡者は四〇〇余名であった（福井県医師会 一九八四：六二）。その後、一九〇三年においては、南条・今立・敦賀・大野の各郡で流行した。特に南条郡と今立郡の患者数は、一〇〇名を越えた（福井県医師会 一九八四：八二）。以降、一九〇四年から一九〇五年にかけて今立・大野両郡で引き続き流行し、一九〇六年には坂井郡・大野郡が続いた。（福井県医師会 一九八四：八二～九一）。このように明治三〇年代の福井県は、コレラ・赤痢を中心とした伝染病の流行の記録がみられる。

これをふまえて、今立郡産婆看護婦養成所の設立に至る経緯をみてみる。今立郡における看護婦の養成は、一八九一年に今立郡医師組合によって設立された今立郡産婆講習所で始まった。同講習所は講習生から授業料は取らず、地方税から手当が支給されていた。修業年限は六ヶ月、講習は月五回、講習生は五名であった。理由は定かではないが、同講習所はすぐに廃止された。つづいて一八九九年に設立されたのが、今立郡産婆看護婦講習所であった。

沿革 抑々本産婆看護婦養成所は明治三三年当時赤痢病大流行なし之が看護するに直接の看護事務に従事する看護婦払底せるに鑑み看護婦養成所を設立し専ら看護婦養成従事したるものにして当時産婆は従来開業の者ののみ新教育を受けたる者少し依って之に新知識を授ける産婆養成所を開設したるものなり、即ち明治三三年四月今立衛生支会の事業とし

て産婆看護婦養成所を開設し其后大正十一年迄県費委託を受け専ら之を継続し尚大正十二年迄郡費補助を受け其后自大正一二年至る大正一四年二カ年間今立郡医師会と今立衛生支会と合同開設することになり転して大正一四年四月より郡医師会単独事業として経営せるものにして其の間養成せしもの産婆六十名看護婦百五十名を算す之等は専ら従事しつつあり。昭和四年十月に至り郡医師会事業として講師を増員し入学生徒の程度を高等小学校卒業程度に改め着々養成所の内外の設備を充貫せしめり（今立郡医学史編纂委員会 一九六七：七〇）

上記沿革を読むと、今立郡産婆看護婦講習所の設立理由は、赤痢の大流行による看護婦増員の必要性によるものであったことがわかる。同講習所で看護教育を担当したのは、大日本私立衛生会所属の医師であった。また、「講習所」といっても、実際は、病院や小学校の一室を借りた小規模なものであった。生徒は主に開業医のもとで勤務する見習い看護婦であり、修業年限は一年であった。

このような大日本私立衛生会の看護婦養成事業を重要視した今立郡は、一九一六年、一〇〇円の補助をおこなうことに決めた。

第二八九三号の一

大日本私立衛生会今立支会

其会大正五年度事業 産婆看護婦養成所費中へ金壱百円 育児、通俗講話会費中へ金四拾円及衛生講話会費中へ金式拾円左記条件により補助す。

大正五年四月一日

福井県今立郡長 原田維織

補助条件

- 一、産婆及看護婦五名以上養成すべし
- 二、郡内各所に育児通俗講話会を開催すべし
- 三、郡内各所に衛生講話会を開催すべし
- 四、前各項の事業を施行せず又は短縮し若しくは経費予算より減額したるときは補助金を減額し若くは之を下付せざることあるべし
- 五、補助金は九月及三月に於て各半額を請求すべし
- 六、当該年度予算決議書及精算書は決議又は認定の都度提出し、事業施行後は速に其の成

績を詳細報告すべし

七、官吏をして事業施行の状況及会計を検査せしむることあるべし（今立郡医学史編集委員会編 一九六七：一〇七）

このように、今立郡は、衛生政策の一つとして、大日本私立衛生会の看護婦養成事業を位置づけていた。また、同郡は、補助金と連動させ、大日本私立衛生会今立支部が、積極的に看護婦・産婆養成に努めるよう、促したのであった。

そして、一九一九年、ヨーロッパに留学経験のある河合鷹が今立郡医師会会長に就任した。河合氏は、育児相談所設置と看護婦養成に尽力し、一九二一年、医師会総会において新産婆看護婦養成所設置の決議をとった。このように初期の看護婦養成にあたっては、地域医療の主たる担い手であり、発言力が強かった医師が、看護婦養成に積極的であったかどうかということも、看護婦養成時期・方法に大きく影響したといえよう。

今立郡医師会附属産婆看護婦養成所規定

一、本所は本会の副事業とす。

二、生徒は当分主として医院在勤の見習い看護婦を募集し、他に希望者を公募す。

三、講師は会長会員中より交番に嘱託し任期一年とし義務的無報酬とす。

四、場所 西部東部

五、授業 毎週各四時間、夜間を利用することもあるべし

六、修業期、二カ年

七、生徒用書籍筆墨は其自弁とし講師用のものは本会に於いて準備す。

八、本所経費、一カ年金一〇〇円（一箇所金五〇円）を寄付する（今立郡医学史編集委員会編 一九六七：六八）

同養成所は、一九二五年に医師会単独経営となり、一九三一年に指定養成所となった。同年に第一回生が一〇数名入学したが、そのうち卒業したのは六名であった。六名の勤務先は、斎藤病院、黒田医院、久保田眼科医院、品川医院、自宅、今野医院となっており、大半は開業医であった。（社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会 一九八〇：一〇五）第二次世界大戦後、同養成所は、今立准看護婦養成所に受け継がれた。それは単に養成主体や名称が変わったことにとどまらない。明治期に始まった伝染病患者看護を目的とする比

較的短期の看護婦養成の方法、さらには、開業医を主とする卒業直後の就職先、以上の特徴が、第二次世界大戦後、准看護婦の養成に受け継がれたことを示唆している。

・済世学社産婆看護婦養成所

済世学社の前身は「済世館」であり、一八〇四年以来、福井藩の医師養成機関であったが、一八七一年に廃止となった。一八八〇年の「済世会」をへて、一八九九年に社団法人「済世学社」となり、新事業として産婆看護婦養成所を開始した。生徒は、主に福井市内の開業医のもとで働く見習い看護婦で、県の委託生が若干名くわわった。定員は不明であるが、平均養成人員は産婆科一三名、看護婦科二五名であり、修業年限は看護婦科、産婆科ともに一年であった（社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会 一九八〇：六七）。

また、済世学社は派出看護婦会を経営していた。一九〇四年当時、派出に応じることのできる看護婦は一〇名いたとある。時代はやや下るが、一九一六年の同校卒業生は、養成所の学生と派出看護婦会とのかかわりについて、以下のように回想している。同社で養成されていた看護婦は、派出看護婦として活躍する者が多かったようである。

大正八年、済世学社の看護婦派出会に就職し、結婚するまでの六年間派出看護をした。済世学社の卒業生は、社の派出看護婦に全員登録した。派出看護婦には規則があり、それには八時間の休憩、看護婦の寝具、看護の内容など決めてあった。当時の派出看護婦は、患家や医師から指名をうけるが、または派出会会長の指示により患家先に赴く。トランクに身の廻り品をつめ、主治医に立ち寄り患者の状態をきき大よその事を把握して患家へ向かう。指定された病室にゆき、まず白衣に着替え、患者に対座し挨拶をする。その後、体温を測り病室を整え患者の着替えをし、食事を与える。そして医師の指示内容を検討して実施にあたった。（社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会 一九八〇：七〇）

・林病院

福井県南条郡に、医師である林一治氏が病院を設立したのは一九一三年である。同病院の設立理由は以下のとおりであった。

大正式年拾壹月当院設立当時は未だ本県に看護婦養成所の機関なく全部之を県外に求むるが如き有様にて転退者の後任選定等にも困難せして以て夙に之が設立を企画せしも病

院経営に多忙を極めし為め遺憾ながら実現するに至らざりき。

目下県下には一，二完備せる看護婦養成所あり看護婦の需給大に豊かなりしと雖も当地方においては未だ全しと言うを得ず，加之社会の進運に供ひ患家より派出看護婦を求むる者年と共に多きに至りして以て当地附近に於て堅実なる病院に産婆看護婦養成所を設置しが供給を計られむ事を希ふもの多々あり，本院も設立既に拾数年を経し，病院経営に於ても多少の自信を得たるを以て茲に本県規程に拠る産婆看護婦養成所を設立し持つて国民衛生施設の一端を欲する以謂なり。(社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会 一九八〇：七六)。

林病院は，自らの病院の看護婦需要を満たすため，看護婦養成を開始した。人員確保のため，他病院と同様，給費生を設けていた。給費生は，授業料，食費，寄宿費すべて病院側の負担であり，月二円の手当が支給された。その代わりに，卒業後，二年間の義務年限があり，もし何かの理由で中途退学，義務年限を遂行できなければそれまでかかった費用を弁償する必要があった。このように同病院においても，第二次世界大戦後，特に准看護婦で問題になり続けてきた「お礼奉公」に似た雇用形態が存在していたのである。

・小浜病院

小浜病院は一八八三年に設立された県立病院であり，一九二九年から看護婦養成を開始した。では，養成所設立までの六年間，小浜病院は看護婦を雇用していたのだろうか。また，看護婦をどこから需要していたのだろうか。まず，一八九〇年の予算書により，小浜病院の職員構成と人件費をみてみる(表2)。同予算書によれば，当時，「看護人」が一人確認できる。この「看護人」がどのような仕事をしていたのかは不明である。但し，給料が日給でありかつその水準が「給事」「臨時人足」と同じであることから，病院内における位置づけは低く，主に雑用を担っていたと推測される。表3は一九二七年における小浜病院職員の月給および勤続年数を示している。同表から，第一に，小浜病院に勤務していたのは，看護婦六人，見習看護婦八人であり，人数が増加したこと，第二に，看護婦は月給を得ていたという意味では，身分は向上したが，同じ勤続年数であっても，事務員や調剤員と比較しても低い給与水準であったことが確認できる。さらに，表4は福井県内の主要病院の職員数および患者数を示したものである。同表から，小浜病院の看護人数は年ごとに異なることがわかる。なお，一九一一年(明治四四)において，小浜病院の看護婦数が

急増している。表4から、外来患者数の増加が多少影響していると考えられるが、定かではない。

つぎに、小浜病院の看護婦の出自を探るために、小浜病院に一九〇二年に採用された狭山きぬ氏の履歴をみてみよう（吉田 一九八三：一三七）。同氏の履歴書から、第一に、一六歳で済世学社看護婦養成所に入所していること、第二に、修業期間は一年であること、第三に、郡立小浜病院に二年間、日本赤十字社福井支部に二年間、東京鈴木胃腸病院に五ヶ月、舞鶴海軍工廠共済会病院に一年間、郡立小浜病院に一二年間勤務していることがわかる。小浜病院史には、狭山氏を雇用して以降、看護婦が充実したとある。その理由については、以下のように考えられよう。看護婦は、養成所時代や前勤務先の縁故関係によつて、勤務先を決める場合が多い。このような看護婦の職場移動の行動パターンがこの時代にもあてはまると仮定すると、複数の勤務先を経験した狭山氏が、異動のたびに知己の看護婦を増やし、小浜病院に勧誘したのではないだろうか。特に、狭山氏は看護婦養成数の多い日本赤十字社の勤務経験があるため、勧誘人数も多かったことが予想されるのである。

三 明治期における看護婦養成—福島県を例として—

・日本赤十字社福島支部による看護婦養成

表5は、福島県の戦前における看護婦養成所の概要である。同表から、第一に、福島県における看護婦養成所は、日本赤十字社福島支部が始まりであったこと、第二に、福井県と異なり、一九〇〇年に速成看護婦養成所が複数設立されたこと、以上が確認可能である。

ちなみに日本赤十字社の本社は、一八八九年六月一四日に看護婦養成を開始し、同時に「看護婦養成規則」を制定している。以降、明治二〇年代において日本赤十字社は各支部において次々に看護婦養成をおこなっている。平尾によると、同社支部のうち、一八九四年から一八九五年にかけて、看護婦養成を開始した時期が集中していることがわかる。（平尾① 二〇〇〇：三七）この理由は、日清戦争による看護婦需要の増加により、日本赤十字社本社および支部が多くの速成看護婦を養成したからであった。本社は「速成看護婦教程」を基に、看護婦の速成教育を開始した。結果、速成看護婦は一八九三年から一八九五年の間に、五四六名養成された。

さて、日本赤十字社福島支部は、明治二九年七月三郡共立福島病院に委託し、看護婦養成を開始している。卒業後は本社の養成所で実技の訓練を受けることになっていた。福島

県における卒業者数は、八名（明治三〇年）、一〇名（明治三二年）、八名（明治三四年）、九名（明治三六年）、一三名（明治三九年）、計四八名であった（日本看護協会福島支部 一九八六：一四八）。ではこれらの看護婦たちは卒業後どのような職場で働いたのだろうか。

看護婦卒業試験

当町赤十字看護婦生卒業試験は来る八月四日より執行するはずにして、終了と共に勧工場なる養成所は閉会する由。該看護婦処分法について今日となりては如何ともいたし方なきを以て一先づ郷里に帰復せしむる事を決定せし由なるが、その内の磯部は福島三郡共立病院の看護婦となし、その他は本部又は仙台予備病院よりの依頼ある毎に採用してその職に就かしむる他なかるべしという（福島民報 明治二八年七月三一日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：七二八）

上記から、日本赤十字社福島支部で養成された看護婦は、三郡共立福島病院、日本赤十字社本社、仙台予備病院に勤務したようである。また、日本赤十字社福島支部の入学試験の概況は以下のとおりであった。

大日本赤十字社福島支部にては去六日より福島、若松、平の三ヶ所に於いて馬場主事出張救護看護婦生徒志願者九一名に対し採用試験を施行せし。結果、体格、学科、身上調査とも完全に合格せしもの三一名を出たせり而して本年は一五名採用の豫定なりしも支部事業の趨勢と救護班の現状とを顧みとくに二〇名採用するに決せりと（中略）体格検査にて不合格となりし者三三名学科試験に落第せし者二二名、体格・学科共に及第せしも身上検査の結果不合格となりし者五名あり（中略）業後は毎年拾弐圓の扶持がつき成績良好にて看護人長に選抜さるれば一八圓に増加され戦役に際せば軍人の待遇を享けて戦地兵站病院等へ派遣され役訖の後は夫々叙勲賜金等の恩典に浴せしめらる等の光榮あり右等賞與等の慾深きことは暫く措き兎も角世界人道の為悲惨なる犠牲者の救護に貢献するを得るは実に高尚なる任務なるを以て近時他府県にては中学を卒へし富豪良家の子弟等に至るまで相競ふて生徒に志願するの美風を生じ現に此程より東京赤十字病院に於て養成されつつある全国支部より入学の看護人長候補生中には地方に於いて公職を帶び相當の地位を占め居る向も少からざる由なれば世の志ある人士は此場合奮って志願さたきものなりと當事者は語れり（福島民友新聞 大正二年三月二〇日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：一六一）

上記史料によると、養成所の受験倍率は約三倍となっており、日本赤十字社支部養成所の入学希望者は多かったことがわかる。この事実は、同支部が、より優秀な学生の選別が可能であったことを意味する。また、同支部が、質の高さに裏づけられた待遇のよさおよび名誉を強調し、学生を勧誘している点が興味深い。

・速成看護婦の養成

つぎに、福島県における伝染病流行の特徴は、いかなるものであったのだろうか。一八九九年から一九一〇年における福島県下の伝染病患者数および死亡者数をみてみると、赤痢・腸チフス・ジフテリアの流行が顕著であり、明治三〇年代の赤痢患者の数は際立っていた。（福島県警察史編さん委員会 一九八〇：一二八〇）このような状況に対して、『福島民報』は、県財政および予防の観点から以下のような記事を載せている。

赤痢病と損害高

本県下に於ける昨年の赤痢患者数は千六百三十六人にして内死亡三百十六人なりしが右に要したる費額は県税一万二千五百円余町村費三万八千四百円余なり又此流行に付て直接間接問はず生産力を減殺したる高は凡そ六万七千九百円にて之を患者一人に割当れば實に九十円余なりとは驚くべき費額と云ふべし是れ全く無益の消費にして其損害甚だ少なしとせざるのみならず悉く我々県民の負担に属するものなれば各自衛生上に付出来得る限り注意をなし斯る損害を被むらざる様力めざるべからず（福島民報 明治三二年六月二一日）

（大原病院史編纂委員会、一九七三：七八六）

本県は赤痢病の中心点 内務省の予想にては本年の赤痢病流行は福島県が中心点となると云ひ居る由なるか甚た以て有難からぬ予想と云ふへしあて本県にて昨年同病の初発は七月下旬なりしに本年すでに本月初旬より発生し最早四十五、六名の患者を見るに至り昨年に比して其の発生殆ど二ヶ月も早きより右の如く予想せしものならんが實際其患者は八郡に跨がり追々蔓延の兆なしとも限らねば其の筋に於いても専ら予防法に怠らざるべく又各自に於ても大に警戒を加へざるへからず殊に未だ能く其の病ひの恐るべきを知らざる町村に在ては監督庁の指揮命令にのみ待たず自ら進んで予防法に尽力し病毒をして一步も侵入すると能はざる様為すこと肝要と知るべし（福島民報 明治三二年六月二一日）（大

原病院史編纂委員会、一九七三：七八六）

このように、赤痢の大流行は、県財政と関連して論じられていた。そして、以下で述べる速成看護婦の養成は、まさに、赤痢の大流行を予防するための一手段と考えられていたのである。表5で確認したように、福島県においては、明治三一年五月に若松看病学校、明治三三年三月に西白河看護婦養成所、相馬郡速成看護婦養成所、信夫郡看護婦養成所、安積郡速成看護婦養成所、三郡共立速成看護婦養成所と、明治三〇年代に、続々と、速成看護婦養成所が設立された。そのうち、西白河看護婦養成所、信夫郡看護婦養成所、安積郡速成看護婦養成所については、以下のような史料がある。

西白河看護婦卒業式

私立西白河看護婦養成所は有志の寄附金と郡の補助費を以って郡給費生と自費通学生とを養成する目的にて三月一五日より開所したるもの（中略）卒業生は、（中略）（以上給費生一二名、自費生七名：筆者注）の一九名なり（中略）同所は既に一期の卒業生を出せしを以て普通病者若しくは伝染病者の為めに派遣すべき看護婦規則を定め更に二期生の養成に着手する由（福島民報 明治三三年六月二六日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：七八七）

上記史料によると、養成された速成看護婦は、養成所独自の規則に基づいて、派出看護婦となり、伝染病患者だけでなく、普通病患者も看護した。

卒業後の看護婦

信夫郡役所にて養成中なる速成看護婦は不日卒業することなるが僅々三ヶ月に充たざる短期間に於ける講習に過ぎざることなれば啻此儘に放拠し去って省さるときは所謂効を一簣の感を欠くの感無きにあらざるべしとて講師其他の人々協議の上一先づ同窓会を設けて其の聯絡を通せしめ且つ一回必ず臨時講習会を開きて温故知新の用に供せしむべきは勿論後大原、田原、南、三講師の医院内に一二週づつ更代にて実修に就かしめ其成るに及んで他の聘に応ぜしむこととせんとの事に決したりと云ふ（福島民報 明治三三年七月一九日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：七八九）

上記史料によると、第一に、三ヶ月という養成期間の短さが問題になっていること、第二に、対策として講習会開催を決定している。

安積郡看護婦の現況

県下各郡に於いて養成したる速成看護婦が修業後実際に事に堪ゆるや否やとは一般人の疑念を抱き居る所なるが安積郡に於ける看護婦は其講習中の好評と等しく実務に於いても大に好評に博し居れり今実務に服し居る者と其町村名を挙ぐれば郡山町避病院（発疹室扶斯一五名）〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、同町大山某方〇〇〇〇、山野井村避病院（赤痢一〇名〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、月形村同（同三名）〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇（同）〇〇〇〇、〇〇〇〇、穂積村同一名〇〇〇〇、田村郡小泉村〇〇〇〇、〇〇〇〇、同郡山村〇〇〇〇等にて、日当は一等一円、二等八〇錢、三等七〇錢外に食費として一日金廿一錢を給しつつあり。而して其の成績は昨年中東京より聘したる者に比し少しも遜色なし（福島民報 明治三三年八月二六日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：七九〇）

上記史料によると、第一に、信夫郡に同じく、一般人が速成看護婦の技量面を問題視していたこと、第二に、しかしながら、その懸念を払拭するほど速成看護婦が活躍したことが強調されていることがわかる。

このように伝染病に対処するために、短期間で養成された速成看護婦であったが、看護を受ける側、すなわち患者を含めた地域住民が、彼女らを無条件で受け入れていたわけではなかったことがわかる。たとえば、信夫郡のように、速成看護婦が実務についていた後も、講習を実施していた郡もあった。

しかしながら、一方で、速成看護婦の技量が病院看護婦に比べて劣っており、その俸給は「法外」であると主張する以下のような記事もあった。

看護婦俸給の偏頗

伝染病の予防若くは同患者の救護に応すべく養成したる県下各郡の速成看護婦なるものの成績が頗る不完全なものとは吾人が屢々論議したことあるのみならず当局者中にも認めて以て吾人の所思と同一の感を有すとなせるの人少なからず同看護婦は兎に角看護学

の第一ページに入りしに過ぎざるものなりてふことは何人と雖も之を否定するのに理由を發見し能はざる所なるべし。

然るに怪しむ各郡に於いて是を雇賃する俸給なるものを見るに實に驚くべき高額を以ってし労働者中の第一位に置く。

現に安積郡の如きは一等一円より三等七〇銭の外一日二十一銭の食費を給しつつありとは何等不当なる俸給ぞ，試みに思へ，若し女子の職業にして三ヶ月の練習の下に一ヶ月三〇円以上の収入あるを得るもの他に果して幾千ありや，四年間の苦学を経たる師範女子部出身者の俸給はいかに，未明より深更まで撓まず働きつつある機業工女の賃金はいかに，日に炙られつつ夫の車力を助けつつある婦の手間料は如何に否二年間の勤学と数年の実習とに従へつつある赤十字支部養成看護婦の俸給は如何に，吁吁赤十字支部養成看護婦の俸給は如何に。吾人の聞き得たるところに依れば彼赤十字看護婦等は日夜勤労して小さき体と心を疲らしめつつある一ヶ月の報酬としては僅に一〇円内外に過ぎざるなるも尚且つ孜孜として倦まず荒まず以て自己の天職に安んじつつあるなりと均しく看護婦にして而かも数年の功労を積める赤十字社の者が僅かに此小額に過ぎざるに当り郡養成のきわもの的，からくり，的，銀ながし的，まにあはせ的の者のみ却て異数の俸給を得ると云ふもの之豈權衡を失せるものと言わずして何ぞ郡当局者は到底「物の値段」なるものを弁知せざる盲目に近き処措なるを免れざるべし（以下略）（福島民報 明治三三年七月二九日）（大原病院史編纂委員会，一九七三：七九〇）

上記史料は，安積郡の速成看護婦，代表的な女性の専門職である教師，女性が多く就業していた工女，日本赤十字社看護婦と比較し，その専門性の低さにもかかわらず，高い俸給を得ていることに対し不満を表明しているものである。同史料から，速成看護婦が養成期間の短さにより，看護婦というカテゴリーのなかでも一段身分が低い存在とみなされており，さらには，生産労働者と比較をしても「不当」に高い賃金を得ることができる職業として捉えられていたことがわかる。この記事の筆者の出自および職業は不明であるが，当時の速成看護婦の俸給が，他女性労働者に比べて「不当」に高いのかどうかの判断については，慎重であるべきだろう。なぜなら速成看護婦の看護の対象は主に伝染病患者であり，さらには，より重症な伝染病患者の看護を担当していた可能性がある。そうであるならば，速成看護婦の俸給には当然ある種の「危険手当」が含まれており，高い俸給は，「妥当」だという結論もあり得るからである。

・三郡共立福島病院看護婦養成所

福島県においては、伝染病患者の看護婦の中心は速成看護婦であった。一方で、普通病患者をあつかう医療施設では看護婦が不足していた。そこで、福島県内においては、三郡共立福島病院が一九〇〇（明治三三）年七月に養成所を設置している。設置時の概要は以下のとおりであった（福島病院 一八九五：一一〇）

- （1）修業年限一年
- （2）定員毎年五名位
- （3）年齢 一五歳以上三五歳未満。家事関係なき者。高等小学校卒業者。
- （4）在学中は規定の帽、服を各二組貸与。学資として一ヶ月五円支給。
- （5）卒業後三ヵ年勤務するの義務
- （中略）
- （8）生徒は一切病院内寄宿

一八九〇年に、福島県立病院が三郡共立福島病院に移行しているが、その際、看護婦数はわずか四名であった。その五年後の一八九五年に在籍していた看護婦の属性については、確認可能であった。まず一八九五年時点で勤務していた看護婦は五名であった。その内訳は、県立福島病院を経て三郡共立病院に就職した者が三名、一八九一年以降四年間勤務している者が一名、一八九三年に就職し翌年辞職した者が一名、日本赤十字社看護婦を経て、一八九四年に就職し、同年中に召集され辞職した者が一名、一八九四年に就職した者が一名であった。これらの属性から、現在と比べると病院に正規雇用されていた看護婦は非常に少なかったことがわかる。では、正規雇用された看護婦は病院内でどのような仕事をおこなっていたのだろうか。それを知りえる史料は非常に限られているが、同病院の「看護婦心得」を読むと、仕事内容の一部が確認できる。（福島病院 一八九五：一〇四～一〇六）

第一百十九條 看護婦は総て医員及庶務係の指揮を受け懇篤丁寧に患者の看護方を務むへし

第一百二十條 新たに入院の患者あるときは医員の指圖（さしず）を受け病室に伴ひ蒲團

(ふとん) 其他の器具を貸與し且つ薬餌の用法及び病室の心得等を指示し諸事不都合なき様取扱ふへし

百二一條 每朝擔當（たんとう）病室及び便所等不潔ならざる様洒掃（せいそう）を勉むへし

第百二二條 病室内備品寝具等は常に破損せざる様注意し若し破損あるときは庶務局に申出交換を乞ふへし

第百二三條 患者日用のものは時々巡視し歎乏（けつぼう）なき様注意すへし

第百二四條 医員診察時間には患者をして書く其の褥に就かしめ不都合なき様注意すへし

第百二五條 診察終るの後は處方録（しょほうろく）及び薬袋薬瓶等を薬剤局に差し薬剤を乞へ之を各患者に配布すへし但（しょ）薬瓶等の類は日々清潔に洗滌すへし

第百二六條 患者の容態異状あるときは直に医員に通報すへし

第百二七條 室内に於て若し異変あるときは直に医員または庶務係に申出其指揮を受くへし

第百二八條 擔當（たんとう）病室は勿論其他の各室も時々見廻り火の元一層注意を加ふへし

第百二九條 患者物品の購求方を依頼するときは庶務局に申し出其指示を受くへし

第百三十條 患者より金銭及び物品の贈與（ぞうよ）を受くことを許さず

上記史料から、第一に、看護婦は医者および庶務係の管轄下に置かれていたこと、第二に、

当時の看護婦は、本来の業務である患者の看護にとどまらず、営繕係、清掃係、薬剤師の仕事の一部も担っていたことがわかる。すなわち、看護婦は、ある意味、病院内における「何でも屋」であった。さらに、第百三十條を設けていることから、当時の看護婦が、患者から、いわゆる付け届けを受け取ることが多かったことが推測される。

つぎに、病院内の看護婦の位置をさらに明確にするために、給与について触れておきたい。一八九四年においては、薬剤局長・薬剤係、看護婦、使丁、庶務係いずれもが月給であった。但し、雇用直後の看護婦の給料は使丁と同等の水準であった。また、同じ勤続年数の庶務係、薬剤係と比較すると、看護婦の月給は相当低かった。すなわち勤続年数四年の看護婦のうち、もっとも高い給与は月俸五円五〇銭であったが、使丁は月俸六円、庶務係のそれは月俸一二円、薬剤係補は月俸一〇円であった。

以上、「何でも屋」の役割を与えられていた看護婦と、いわゆる雑用を担う使丁との役割分担が当時の病院内において明確ではなかった。そして、病院内における看護婦職業の役割が、評価の対象とされず、結果、看護婦の賃金は低く抑えられていたといえよう。

・福島派出看護婦会

派出看護とは、患者と個人的に雇用関係を結び、看護婦が患者に付添い、家庭や病院で看護することを意味する。派出看護婦会は、患家もしくは病院から依頼を受け、会に所属する看護婦を派出した。

このような派出看護婦会は、一八九一年、東京大学病院看護婦取締であった鈴木雅が設立した慈善看護協会に始まる。以降、派出看護婦会は、急性伝染病の流行による看護婦需要の増加、医療施設の急増などを背景に、東京・大阪など大都市を中心に急増した。

福島県においては、一九〇一年に福島県派出看護婦会の派出規則が出されている。福島県派出看護婦会の目的は「患家の依頼に応じ看護婦を派出し懇篤なる看護の本分を尽くさしむる」ことであり、一等は六〇銭、二等は四〇銭支給され、伝染病看護においては、一等は八〇銭、二等は六〇銭支給された。(大原病院史編纂委員会 一九七三： 七九三～七九四)。一九〇二年、一九一二年には同会はさらに拡張した旨、以下のように報告されている。

看護婦会の拡張

福島県派出看護婦会にては追々看護婦の招聘多く伝染病盛んの際には普通の患家への

派出に欠乏を生ずる程なりしが旧臘より新年に掛けては稍々減少の姿なるも十日後にも至らば又々依頼者多かるべきを以て此際拡張方を講じ置くべしとて一昨夜重なる看護婦十名許り大町の同会事務所に会合し從来施旋の労を取られし大原医師を招きて種々の意見を聴き而して派出に就ての協議を凝らしたるが其重なる事項は依頼申込あるときは成るべく迅速に応ずること患家に対しては出来得る限り便宜を与ふること其他にして尚伝染病院及隔離病舎等に聘されたるとき係員其他總て看護婦に対する待遇法にして不都合の処為あるときは一々該会事務所に報告し事務所よりは郡衙に通告して匡正策を講ずることをも協議したる由なるが昨冬同窓会開会の折新に入会せる者も數名あるを以て何程にても招聘に応ずべしという（福島民報 明治三五年一月七日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：七九八）

福島看護婦会新年会

四四年度の庶務報告あり 追年好成績を収め目下会員数廿八名を算し、現に派出中にて此の席に見えざる諸嬢も三四名ある由、派出回数は二百八十二、日数實に四千六百余日と申すなり（福島新聞 明治四五年一月五日）（大原病院史編纂委員会、一九七三：八三五）

四 看護婦の「質」の向上と「数」の確保 - 看護婦規則の制定 -

・問題視された「看護婦」

福井県および福島県の看護婦養成所の整備、さらには看護婦供給の状況を総合すると、明治期においては、第一に伝染病看護のために短期間で養成された速成看護婦、第二に入院患者の看護のために養成された病院看護婦、第三に患家へ派遣された派出看護婦、第四に戦時救護を主たる目的として養成された日本赤十字社の看護婦、以上の四タイプの看護婦が混在していたことがわかる。入学年齢および修業年限は、養成所によって異なり、看護婦資格の明確な基準はまったく存在しない状況であった。このような状況のなかで唯一、厳格な看護婦身分に関する規定を定め、全国の支部に適用したのが日本赤十字社であった。日本赤十字社が養成した看護婦は、修業年限が長いこと、入学試験の難易度等を勘案すると、当時の看護婦の中では、専門性が最も高かったことがわかる。逆に、いわゆる速成看護婦は養成当初から、その専門性が問題視されていた。また、福井県および福島県における史料では見出せなかつたが、東京都を中心とした派出看護婦会の乱立などもあって、派出看護婦の専門性が明治後期以降、問題になりはじめたのである。そこで、明治三〇年代

以降、府県別に看護婦規則が制定されはじめた。以下では、一九一五年制定の内務省令「看護婦規則」成立以前における府県別の看護婦規則の整備状況についてみてみる。

・東京府看護婦規則の制定

一九一五年制定の内務省令「看護婦規則」成立以前には、計二九の府県が看護婦規則を制定している（表6）。各府県における規則制定の動機、規則を設けなかった府県の事情は今後解明すべき課題であるが、滝下他は「医制」の対象であった東京、大阪、京都の三府及び開港都市、海上交通の要所を持ち急性伝染病対策として速成看護婦を多く抱える府県（神奈川県、兵庫県、新潟県）が比較的早くに規則を制定したこと、医療施設・開業医制の整備の進行、都市化や急性伝染病の流行との相関を示唆している（滝下他 二〇〇三：一〇一）。

全国で初めて看護婦規則を制定したのは東京府であったため、以下では、同府規則の制定過程をみてみる。

東京府は「東京府看護婦規則」（明治三三年七月布令第七一号）を布告するに先立ち、看護婦規則案提出の理由書を東京府地方衛生会に提出している。その一部を抜粋すると以下のとおりであった。（遠藤 一九八三：五四～五六）

從来の看護婦の中、官立及私立の病院に於て養成せるものは比較的相応の修業を積み、適当の技能を有するものあるも、各営業者間に私設せる所謂看護婦会又は看護婦養成所と称する場所に於いては、一般に速成を主とし極て不完全なる養成を為し、其大部分は殆んど看護婦の仮名を借るものたるに過ぎず。而かも此等速成仮名の看護婦は、其数甚だ多く明治三十二年七月調査に依れば、東京市内に於ける看護婦会なるもの五十八箇、之が会員たるもの實に九百有八人にして、府下看護婦総数の大約八分を占め居るもの如し。而して此等多数の速成看護婦は独り東京市内の需用に応ずるのみならず、遠く郡部及び隣県各地の招聘に応ずるものにして、而かも郡部及び隣県各地に遠征するは其主たる目的なりと云ふも、亦不可なきものの如し。是を以て郡部及び隣県各地及び隣県各地に於いて種々の障害を与えられつつあるは頻々之を耳にする所なり。本則に於て主として取締の必要を感じたるは此等速成仮名の看護婦に在りとす。

看護婦の業務に関して生ずる弊害は一にして足らざるべしと雖も、今其弊害を由て生ずる原因の重なる者を挙ぐれば、第一、適當の技能を具へずして看護婦の名儀を濫用するこ

と、第二、相当の年齢に達せず又は心神体格の健全ならざる為実務に堪へざる者を輩出すること、第三、当然受くべき賃銭の外、不当の謝儀を貰る者であること、第四、懶惰放肆にして半ば売淫婦たるが如く風紀を紊る者であること、第五、主治医の指示を受けずして漫りに医術に涉る行為を為す者であること等にして、此等は啻に消極的不能者、即ち単に実務に堪へざる者たるに止まらしめば尚ほ可なりと雖も、其の無能の結果或は疎略の取扱を為し、或は全く看護の方法を誤り、為に回収すべからざる危険を患者に与ふるが如き積極的障害者たるに至りては實に等閑に付すべからざるものあるなり。

上記史料によると、第一に、官立・私立など病院で養成されている看護婦以外、すなわち、派出看護婦、速成看護婦、私設の施設で養成された看護婦が問題であった。第二に、確たる規則がないために、技能・年齢・風紀の面において問題の多い看護婦が増えていることを指摘している。これは、伝染病の流行および医療施設の増加により、看護婦の養成数が増え、さまざまな背景を持つ看護婦が誕生した結果であった。

また、一九〇二（明治三五）年に実施された東京府看護婦試験においては、志願者八一名に対し、一八名が合格している。看護婦試験受験時点での合格者の身分は学生一名、派出看護婦会所属四名、医院・病院に勤務している者七名、実地訓練中四名、学校卒業直後一名、無職一名であった。さらに合格者の履歴をくわしくみてみると、一ないし二年間の修業年限を課す養成所の卒業者が多いことがわかる。遠藤が指摘するように、基礎的な看護教育を受けていない者にとって、同試験の合格は困難であった（遠藤 一九八三：七八～七九）。したがって、東京府の場合、看護婦規則の制定が、看護婦の専門性レベルの向上に、多かれ少なかれ貢献したといえよう。

・東京府以外の看護婦規則

さらに、平尾は各府県の看護婦規則の詳細な比較を試みている。第一に、免許取得の最低年齢については、平均一七歳であった。第二に、看護婦資格規定の方法については、すべての府県で看護婦試験をあげ、その他は修業履歴書の提出が一七府県、一年以上看護の学術の修業が五県、医師二名以上の修業証明書提出が三県、医師又は看護婦の修業証明書が三県、養成所卒業証明書の提出も可とした県が一県であった。第三に看護婦養成所卒業者への無試験での免許授与については、①官立の帝国大学 ②日本赤十字社 ③公立の病院・養成所 ④私立病院 ⑤県指定、県庁認可、知事指定の学校・養成所⑥養成機関が一

年または二年以上の課程の養成所については認められる傾向にあった。(平尾② 二〇〇一：七六六～七七四)。

なお各府県の速成看護婦に代表される伝染病看護婦については以下のような規定がなされた。看護婦規則中、伝染病看護に従事する看護婦の定義を明確にしているのは、新潟、福島、佐賀、島根、鳥取、京都、埼玉、千葉の八府県であった。また、伝染病看護の目的で養成された看護婦については、「特例的な」看護婦とみなし看護婦規則による看護婦資格がなくても伝染病院で業務ができること、伝染病のため一時的に多数の看護婦を要する場合は市町村長の申請により免状を有せずとも看護補助員として勤務できること、看護婦規則そのものを伝染病隔離病舎で働く看護婦には適用しないこと、としている府県もあった(平尾② 二〇〇一：七七四～七七五)。

・看護婦資格統一の難しさ - 「質」と「数」 -

以上、各道府県が看護婦資格規定を定めた最大の理由は、看護婦の質の低下にあり、明治三〇年代以降、各府県で看護婦規則が定められたことを確認した。但し、例外規定を設けている府県が存在していた。すなわち、看護婦規則そのものが形骸化していた府県が少なからず存在していたのである。

では、なぜこのような状況が生じてしまうのだろうか。それは看護婦需給において、常に、「質」にくわえて、「数」が問題になるからである。福井県・福島県の事例でとりあげたように、明治期に看護婦養成が開始されてから一九一五(大正四)年に内務省令「看護婦規則」が制定されるまでの間に、すでにこの問題は議論され、様々な養成形態の看護婦が出現し、患者の看護にあたった。

福井県および福島県の看護婦養成所の歴史を分析した結果、明治期における看護婦養成は、伝染病患者の看護、病院の雇用対策、戦時救護と、目的は異なっていたとしても、「数」の確保に重点が置かれていたことが確認された。より正確には、明治期の日本においては、看護婦の「質」の向上という目標自体、日本赤十字社以外、成り立たなかつたのではないだろうか。それは、明治期における看護婦養成が赤痢に代表される伝染病流行をきっかけとして開始されたことによる。伝染病の流行は正確な予測は不可能であるばかりでなく緊急を要するものであったため、看護婦の「数」を確保する必要があった。しかも可及的速やかに看護婦を市場に供給する必要があったため、修業年限も一年未満と非常に短かつた。しかしながらあまりに「数」を重視した看護婦の養成方法は、明治期においても問題にな

っていた。そして、その問題は、放置されていたわけではなく、ある養成所は「講習」で対応し、府県によっては、看護婦資格を規定したのであった。

このように看護婦養成における「質」と「数」についての議論は、明治期に看護婦職業が成立して以降、不足の原因は歴史的に変化しつつも、第二次大戦後も継続している。「質」向上に関連して、特に日本看護協会は、看護師教育の中心を大学に置くこと、専門看護師を養成すること等、看護師をより専門性の高い資格職にしていくための取り組みを積極的におこなっている。「数」について、不足の主要因は、戦前は、伝染病の流行および戦争であったが、戦後は、医療政策の変更にある。このように不足要因は歴史的に変化しているが、看護婦不足問題とその対策に関する議論はとぎれることなく続いている。

最後に、今後は、明治期における伝染病流行がなぜ「看護婦」の需要を増大させたのかを検討することが必要だと考える。伝染病流行が看護婦需給を増大させたという説明は、自明であるように思われるが、必ずしもそうではない。本章では、赤痢に代表される伝染病がもつ「特性」と看護婦需要の関連を不十分ながら指摘したが、なぜ、他の看護補助者ではなく「看護婦」である必要があったのかについては、十分に議論できなかった。たとえば、明治期後半においては、特に医者が、患者の看護の「質」を担保するという考えをもつようになり、「使丁」に比した「看護婦」の技量を評価した結果であったのかもしれないし、女性が大半を占める看護婦はより安い賃金で雇用可能であったからという労働条件の問題、さらには患者の看護は女性がおこなうべきという医者の固定観念が影響していたのかもしれない。

いずれにしても、今後日本の看護史研究においては、「質」と「数」の問題がどう絡みあっていたのか、その社会的要因を慎重に検討することがあると考える。

<日本語文献>

- ・穴沢栄編 (1977) 『日赤福島県支部百年の歩み』 日本赤十字社福島県支部。
- ・今立郡医学史編纂委員会 (1967) 『今立郡医学史』 今立医師会。
- ・遠藤恵美子 (1983) 『派出看護婦の歴史』 効草書房。
- ・遠藤恵美子① (1988) 「大日本私立衛生会の看護婦養成について 明治三〇年代前半を中心』『第一九回日本看護学会看護総合分科会学会集録』。
- ・遠藤恵美子② (1988) 「日本における速成看護婦養成の実態と看護教育史におけるその意義』『東京都立医療技術短期大学紀要』 第1号, 3月
- ・大原病院史編纂委員会 (1973) 『大原病院史』 財団法人大原綜合病院。
- ・尾形裕也・田村やよひ (2002) 『看護経済学 マネジメントのための基礎』 法研。
- ・亀山美知子 (1983) 『近代日本看護史 I 日本赤十字社と看護婦』 ドメス出版。
- ・亀山美知子 (1984) 『近代日本看護史 II 戦争と看護』 ドメス出版。
- ・亀山美知子 (1984) 『近代日本看護史 III 宗教と看護』 ドメス出版。
- ・亀山美知子 (1984) 『近代日本看護史IV 看護婦と医師』 ドメス出版。
- ・看護史研究会編 (1989) 『看護学生のための日本看護史』 医学書院。
- ・木下安子 (1974) 『近代日本看護史』 メヂカルフレンド社。
- ・厚生省医務局 (1955) 『医制八十年史』 印刷局朝陽会。
- ・社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会 (1980) 『福井県看護史一旧制度編』 社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会。
- ・滝下幸栄, 岩脇陽子, 松岡知子 (2003) 「近代日本における看護制度の展開過程一看護職の制度化と職業化について」『京都府立医科大学看護紀要』 12号。
- ・滝下幸栄, 岩脇陽子, 松岡知子 (2004) 「近代日本における看護制度の変遷について—京都の事例から—」『京都府立医科大学看護紀要』 13号。
- ・高橋政子 (1973) 『日本近代看護の夜明け』 医学書院。
- ・日本看護協会出版会編 (1986) 『近代日本看護総合年表—1868年(明治元年)～1985年(昭和60年)』 日本看護協会出版会。
- ・日本看護協会福島県支部 (1986) 『福島県看護史』 日本看護協会福島県支部。
- ・平尾真智子① (2000) 「日本における看護婦養成史上の観点からみた明治20年代の看護婦養成の意義」『山梨県立看護大学紀要』 Vol.2, No.1.
- ・平尾真智子② (2000) 「各府県で発令された看護婦規則にみる看護婦資格の条件」『日本

医史学雑誌』第46巻第3号。

- ・平尾真智子①（2001）「看護婦規則下における准看護婦の実態 — 免状授与・資格要件・看護料金について」『日本医史学雑誌』第47巻第3号。
- ・平尾真智子②（2001）「大正四（一九一五）年制定の「看護婦規則」の制定過程と意義に関する研究」『日本医史学雑誌』第47巻第4号。
- ・平尾真智子（2002）「大正四年看護婦規則制定以前に使用されていた看護婦の名称について」『日本医史学雑誌』第48巻第3号。
- ・福井県医師会会史編纂委員会編（1984）『福井県医師会史』第1巻 年表編。
- ・福井県警察史編さん委員会（1987）『福井県警察史 第一巻』福井県警察本部。
- ・福島県警察史編さん委員会（1980）『福島県警察史 第一巻』福島県警察本部。
- ・福島病院（1895）『三郡共立福島病院沿革誌：全』。
- ・吉田正喜編著（1983）『小浜病院百年史』小浜病院。
- ・渡部喜美子（1982）「大正看護史〔1〕～〔12〕」『看護教育』第23巻第1号～第13号，1月～12月。
- ・山下麻衣（2001）「明治期以降における看護婦資格の変遷」『大阪大学経済学』50巻4号。

＜英語文献＞

- ・Wakana Baba (2006) 'The Social Burden of Dysentery and Its Management in Modern Japan' KEIO-GSEC Project CRONOS : Research on Risk Communication and Management based on CRONOS Authoring Tool(文部科学省学術創成研究：暦象才一サリング・ツールによる危機管理研究, 2002年度—2006年度) Working Paper Series No.05-019, 1月。

ⁱ 現在の正式名称は「看護師」および「准看護師」であるが、便宜上、本論文においては、「看護婦」および「准看護婦」を使用する。

表1:第2次世界大戦前における看護婦養成所の概要(福井県)

養成所名	創立	閉鎖	年数	修業年限
大日本私立衛生会今立支部附属産婆看護婦養成所	1899	1920	21	
社団法人済世学社附属産婆看護婦養成所	1900	1916	16	1年
大日本私立衛生会南条支部附属産婆看護婦養成所	1901	1925	24	1年
福井県産婆看護婦養成所	1904	1927	23	1年
大野郡医師会産婆看護婦養成所	1914	1945	31	1年
大日本私立衛生会坂井郡支部産婆看護婦養成所	1916	1923	7	1年
福井市医師会附属産婆看護婦養成所	1917	1951	34	2年
今立郡医師会今立衛生会産婆看護婦養成所	1921	1925	4	2年
町立三国病院附属産婆看護婦養成所	1923	1943	20	1年
今立郡医師会附属産婆看護婦養成所	1925	1930	5	2年
南条郡医師会附属産婆看護婦養成所	1925	1950	25	2年
日本赤十字社福井支部病院救護員養成部	1925	1951	26	3年
日本赤十字社福井支部病院産婆看護婦講習所	1925	1940	15	2年
敦賀病院附属看護婦養成所	1926	1952	26	1年
林病院附属産婆看護婦養成所	1926	1950	24	2年
富田病院附属産婆看護婦養成所	1927	1944	17	2年
小浜病院附属産婆看護婦養成所	1929	1953	24	2年
今立郡医師会附属産婆看護婦養成所	1931	1951	20	2年
国立傷痍軍人福井療養所附属看護婦養成所	1938	1952	14	2年
日本赤十字社福井支部臨時救護看護婦講習所	1939	1946	7	3ヶ月
県立北潟臨湖園附属看護婦養成所	1940	1948	8	2年
日本赤十字社福井支部乙種看護婦養成所	1941	1949	8	2年
日本医療団福井県中央病院附属看護婦養成所	1945	1950	5	一

注:表中の「-」は不明を意味する。

出所:社団法人福井県保健婦助産婦看護婦協会『福井県看護史—旧制度編一』1980年より,
筆者作成。

表2：町村費にみる小浜病院の職員構成・人件費(1890年)

	職名	給料区分	金額
俸給	院長	月給	70円
	医員	月給	15円
	医員	月給	11円
	薬剤生	月給	6円
	薬剤生	月給	5円
	幹事	月給	5円
	書記	月給	3円
雑給	種痘医手当	日給	50銭
	給事費	日給	5銭
	子使給	日給	12銭5厘
	看護人給	日給	6銭
	臨時人足賃	日給	5銭

出所：吉田正喜編著『小浜病院百年史』小浜病院、1983年、52頁。

表3：小浜病院職員の月給および勤続年数(1927年)

職名	月給(円)	勤続年数
院長	500	1
副院長	350	1
医員	200	1
医員	165	1
医員	150	2
調剤長	88	4
調剤員	55	4
幹事嘱託	57	4
事務員	42	4
病院助手	70	2
看護婦	35	4
看護婦	35	1
看護婦	25	3
看護婦	21	2
看護婦	21	2
看護婦	21	2
見習看護婦	14	1

注:表中の「勤続年数」は、(任用年月日)一(1927年)で算出。

出所:吉田正喜編著『小浜病院百年史』小浜病院, 1983年, 52頁。

表4：主要病院看護人および患者数(福井県)

西暦	病院名	看護人 (人)	年間患者数(人)	
			入院	外来
1905	福井	3	615	5,342
	敦賀	1	50	2,096
	小浜	2	165	1,652
	三国	1	52	3,261
	土屋	2	137	2,225
1911	福井	8	908	4,631
	敦賀	2	141	2,201
	小浜	12	305	4,643
	土屋	3	91	2,727
1917	福井	11	683	5,720
	敦賀	3	178	3,885
	小浜	8	239	4,138
	吉井	4	129	2,089
1920	福井	11	786	6,936
	敦賀	3	189	5,585
	小浜	8	160	4,062
	吉井	5	109	1,902

注:表中の「看護人」について、見習い看護婦が含まれているのかどうかは不明である。

原資料:各年『福井県統計書』。

出所:吉田正喜編著『小浜病院百年史』小浜病院、1983年、81頁。

表5:第2次世界大戦前における看護婦養成所の概要(福島県)

養成所名	創立	修業年限
日本赤十字社福島支部	1895	2年
若松看病学校	1898	3ヶ月
西白河看護婦養成所	1900	3ヶ月
相馬郡速成看護婦養成所	1900	3ヶ月
信夫郡看護婦養成所	1900	3ヶ月
安積郡速成看護婦養成所	1900	3ヶ月
三郡共立速成看護婦養成所	1900	3ヶ月
三郡共立福島病院看護婦養成所	1900	1年
私立福島産婆看護婦学校	1902	6ヶ月
福島県立産婆看護婦養成所	1905	6ヶ月
安積産婆看護婦養成所	1912	1年
岩瀬郡立病院附属看護婦学校	1913	1年
私立産婆看護婦学校	1914	—
耶麻産婆看護婦講習所	1914	—
安積産婆看護婦学校	1917	1年
若松産婆看護婦学校	1923	—
公立福島病院附属看護婦講習所	1927	2年

注1:表中の「—」は不明を意味する。

注2:表のうち、確認が必要な箇所については、福島県立図書館地域資料チームに問い合わせた。

出所:日本看護協会福島県支部『福島県看護史』1986年より筆者作成。

表6：府県別看護婦規則の公布年月日

番号	府県名	規則名	公布年月日
1	東京都	看護婦規則	1900年7月1日 布令第71号
2	静岡県	看護人取締規則	1902年3月14日 県令第14号
3	鳥取県	看護婦規則	1902年3月26日 鳥取県令第18号
4	大阪府	看護婦規則	1902年3月27日 大阪府令第32号
5	兵庫県	看護婦取締規則 看護婦受験心得	1902年5月20日 兵庫県令第39号 1902年6月5日 兵庫県告示第168号
6	新潟県	看護婦取締規則 看護婦試験規則	1902年7月4日 県令第49号 1902年7月4日 県令第50号
7	山梨県	看護婦取締規則	1903年5月13日 県令第23号
8	京都府	看護婦取締規則 看護婦試験規則	1903年12月8日 京都府令第15号 1903年12月8日 京都府告示第548号
9	神奈川県	看護婦取締規則	1904年3月22日 神奈川県令第23号
10	宮城県	看護婦取締規則	1906年5月16日 県令第11号
11	岩手県	看護婦取締規則 看護婦試験規則	1906年2月6日 県令第7号 1906年2月6日 県令第8号
12	秋田県	看護婦規則	1906年3月30日 秋田県令第18号
13	群馬県	看護婦取締規則 看護婦試験規則 看護婦試験委員設置規程	1907年2月5日 群馬県令第6号 1907年2月5日 群馬県令第5号 1907年4月 庁訓甲第12号
14	愛媛県	看護婦取締規則	1908年7月17日 愛媛県令第58号
15	千葉県	看護婦規則 看護婦試験規則	1909年9月24日 千葉県令第62号 1910年7月24日
16	青森県	看護婦取締規則	1910年9月30日 県令第58号
17	和歌山県	看護婦規則 看護婦試験規則 看護婦規則並看護婦試験規則取締手続 看護婦試験受験人心得	1910年11月6日 和歌山県令第46号 1910年11月6日 和歌山県令第47号 1910年11月6日 和歌山県訓令第48号 1910年11月6日 和歌山県告示第410号
18	岡山県	看護婦取締規則	1911年3月12日 岡山県令第21号
19	石川県	看護婦取締規則	1911年3月12日 石川県令第22号
20	福島県	看護婦規則	1911年5月16日 福島県令第29号
21	栃木県	看護婦規則	1911年5月12日 栃木県令第28号 1911年5月12日 栃木県令第29号
22	埼玉県	看護人取締規則	1911年9月22日 埼玉県令第57号
23	島根県	看護婦規則	1911年12月23日 島根県令第50号
24	佐賀県	看護婦取締規則	1912年8月17日 佐賀県令第3号
25	香川県	看護婦取締規則	1913年2月22日 香川県令第13号
26	大分県	看護婦規則 看護婦規則施行細則 看護婦試験規則	1914年2月20日 大分県令第14号 1914年2月20日 大分県訓令第15号 1914年2月20日 大分県告示第44号
27	熊本県	看護婦規則	1914年4月17日 熊本県令第13号
28	高知県	看護婦取締規則	1914年5月6日 高知県令第16号
29	鹿児島県	看護婦取締規則	1914年9月23日 鹿児島県令第42号
備考		看護婦規則	1915年6月30日 内務省令第9号
		私立看護婦学校看護婦講習所指定基準ノ件	1915年8月28日 内務省訓令第462号

出所：平尾真智子「「看護婦規則」の制定過程と意義に関する研究」『日本医史学雑誌』第47巻第4号、2001年、759頁。